

# 指定短期入所療養介護事業者 指定申請の手引き

R 6 年 4 月版

この手引きは随時見直しをかけております。指定申請の際は、つくば市ホームページで最新版の御確認をお願いいたします。

## 1 指定要件の概要

短期入所療養介護事業所の指定を受ける場合には、介護保険法上、次の要件を満たしていることが必要です。

(1) 介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、病院、診療所であること。

介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設は、開設許可を受ければ介護保険法の短期入所療養介護事業所としての指定を受けたとみなされますが、過去に指定を辞退している場合、新たに指定手続が必要になります。

(2) 人員基準を満たすこと。

### 【ユニット型事業所の場合】

- ・管理者はユニットケア施設管理者研修を受講するよう努めること。

### 【介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設の場合】

- ・利用者を入所者（入院患者）とみなした上で、施設の人員基準を満たすこと。

### 【療養病床を有する病院、診療所の場合】

- ・医療法に規定する必要数以上であること。

### 【上記以外の診療所】

- ・看護職員又は介護職員が、常勤換算方法（従業者の勤務延時間数を常勤従業者が勤務すべき時間数で割る算出方法。小数点第2位以下切り捨て）で、利用者及び入院患者の数が3又はその端数を増すごとに1以上であること。
- ・夜間における緊急連絡体制を整備し、看護職員又は介護職員を1人以上配置すること。

令和3年度報酬改定により、無資格の全ての従業者に対し、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置をとることが義務づけられました。事業所が新たに採用した従業者に対する当該義務付けの適用については、採用後1年間の猶予期間が設けられます。

(3) 設備・運営基準に従い適正な運営ができること。

### ア 設備基準

#### 【介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設の場合】

- ・施設の設備基準を満たすこと。

#### 【療養病床を有する病院、診療所の場合】

- ・医療法に規定するとおりであること。

#### 【上記以外の診療所】

- ・病室の床面積が、利用者1人につき6.4㎡以上であること。
- ・浴室、機能訓練を行うための場所を有すること。

### イ 運営基準

運営基準については、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）」及びその解釈通知「指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（平成11年9月17日付け老企第25号）」の事業の人員、設備及び運営に関する基準について」を参照してください。

## 2 申請の流れ

- ・前提として、介護老人保健施設、介護医療院、病院、診療所等、短期入所療養介護の

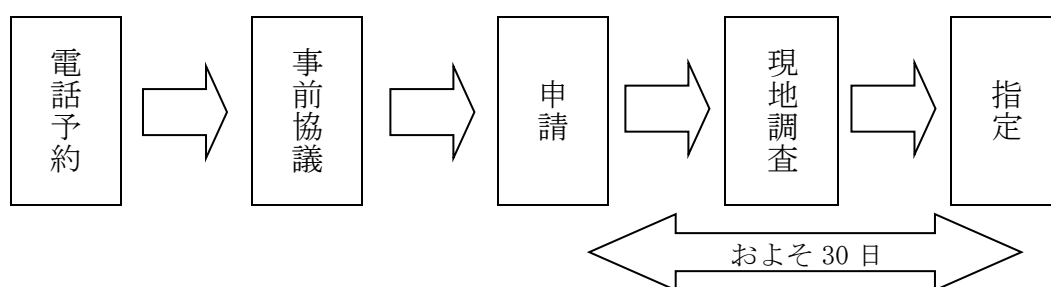
本体施設の開設手続きを関連部署と進める必要があります。

・申請前に**必ず事前協議を行う**必要があります。高齢福祉課計画・施設係に電話で予約の上、「事前協議シート」と、添付書類のうち用意が可能なものを持参してください。

・**申請から指定までの標準処理期間は 30 日**ですので、事業開始を予定する日の 30 日前までに事前協議を済ませて、申請書類を**全て揃え、直接、高齢福祉課へ持参して提出**してください。申請書類が揃っていない場合、受理できませんので御了承ください。

・申請受付後、現地調査を行います。その後、審査の上、問題がなければ指定の処理を行い、通知します。ただし、書類に不備がある場合等は審査期間が 30 日を超える場合がありますので御了承ください。

・なお、介護保険サービスの実施にあたって、市の認可（社会福祉法人）、県の認可（医療法人等）が必要な法人については、別途法人を所管する部署との協議を行い、各手続きを済ませた上で、申請書類を提出してください。



### 3 申請に必要な書類

申請の際は「付表（別添）添付書類・チェックリスト」に記載されている書類をすべて揃え、順番に A 4 版（2 穴）のフラットファイルにまとめて綴り、各資料の右側にどの添付書類か分かるように番号表示のインデックスを貼付したものを、正本と副本各 1 部作成し、正本をつくば市に提出してください。なお、正本の提出時には、副本作成の確認のため、副本も持参してください。（副本は事業所保管となります。）

### 4 その他

(1) 事業を計画される際には、介護保険法及びその関連通知等を十分御理解の上、取り組まれるようお願いいたします。

※ 介護保険法令や上記通知等の具体的な内容については、一般の書籍やインターネット（厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp/>）等を御参照ください。

(2) 全国の介護保険事業者や制度改正等に関する情報は独立行政法人福祉医療機構が運営する福祉・保健・医療の総合情報サイト「ワムネット」（<http://www.wam.go.jp/>）でも提供されていますので御参照ください。

(3) 事前協議シート及び事業者の指定に必要な様式は下記 URL からダウンロードできますので御活用ください。

標準様式（厚労省 HP）URL：<https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-shinsei.html>

標準様式以外（つくば市 HP）URL：<https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-shinsei.html>

### 5 お問合せ・申請書提出先

〒305-8555

茨城県つくば市研究学園一丁目1番地1

つくば市高齢福祉課 計画・施設係

TEL 029-883-1111

FAX 029-868-7534

E-mail [wef030@city.tsukuba.lg.jp](mailto:wef030@city.tsukuba.lg.jp)